

借 地 証 明 (建築確認申請添付用)

対象土地	位 置	岐阜市			(下記1の申請は、 配置図のとおり)
	地 番、地 積	番	m ²		
借 主 記 載 欄	1	<p>私がこのたび下記のとおり建築するについて、当該敷地のうち上記の土地は貴殿から借りたものであることを御証明ください。</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 Ⓜ</p> <p style="text-align: center;">電話() —</p>			
	証明を必要とする 確認申請	建 築 場 所	岐阜市		
		敷 地 面 積	m ²	構 造、用 途	造 階
		建 築 面 積	m ²	延 べ 面 積	m ²
貸 主 記 載 欄	2	<p>この土地については借地契約に基づき、上記敷地として下記内容のとおり貸したものであることに相違ありません。</p> <p>なお、契約に当っては注意事項について十分了承いたしております。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">貸主(土地所有者)</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 Ⓜ</p> <p style="text-align: center;">電話() —</p>			
	契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年間			
	契 約 年 月 日	年 月 日			
		<p>(注意事項)</p> <p>貸主は、この土地を貸すことによって、借主の建物が存続し、かつ、敷地の状態に変更がない間は、次の事項に注意してください。</p> <p>1 貸主が将来建築する場合で、この土地を必要とするときであっても、建築基準法上これは借主の建物の敷地とされることがあります。</p> <p>2 契約期間途中の解約をしようとする場合で、借主の敷地が建築基準法に規定する建ぺい率等を維持できなくなるときは、解約が制限されることがあります。</p>			

備 考

- 1 この借地証明は、建築基準法に基づく建築敷地であることを証明するためのものです。
- 2 この証明は、確認申請に添えて提出してください。ただし、契約書を提示し、又はその写しを提出して建築主事が証明を要しないと認めたときは必要ありません。

記載の説明

- 1 一部借地の場合は借地証明を確認申請書に添付することとしますが、次の場合は添付する必要がありません。
 - ア 借地契約書が提示された場合
 - イ アの借地契約書の写しが添付された場合
 - ウ 借地について、ア、イと同様と判断される資料(写し)の提出があった場合
 - エ 建築物の用途変更、大規模の修繕及び大規模の模様替の場合
 - オ 工作物の場合
- 2 対象土地は、一部借地をしている土地についてのみ記入してください。
(下記1の申請は、配置図のとおり)とあるのは、対象土地は1欄の敷地のうち配置図にはどこの部分ということを示したものです。
- 3 借主記載欄中「証明を必要とする確認申請」は、建築基準法施行規則に規定する確認申請書第2号様式第3面1、7―ホ、10―イ及び11―イ並びに第4面2及び4欄の内容を記入してください。
- 4 貸主記載欄で貸主が多人数の場合は、その土地の関係者全員の記名及び押印が必要です。